平成２２年（フ）第１８号
新潟県村上市坂町623番地814　サンリット大道Ｃ101
債務者　阿部　友季
１　決定年月日時　平成22年３月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第２７号
新潟県阿賀野市保田4204番地１
債務者　長谷川昌人
１　決定年月日時　平成22年３月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第３４号
岐阜県大垣市本今３丁目140番地　グレイスヴィラ203号室
債務者　生駒　繁樹
１　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第３５号
岐阜県大垣市本今３丁目140番地　グレイスヴィラ203号室
債務者　生駒えりか
１　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
岐阜県不破郡垂井町宮代2709番地
債務者　石川　美穂
１　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第３号
和歌山市栄谷254番地の３
債務者　嶋田　成吾
１　決定年月日時　平成22年３月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４７号
和歌山市太田141番地　太田団地Ｂ棟405号
債務者　西　　清美
１　決定年月日時　平成22年３月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６４号
和歌山県橋本市高野口町応其208番地の３
債務者　稲本　朋子
１　決定年月日時　平成22年３月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６８号
和歌山県岩出市金池402番地の11
債務者　舩元　裕二
１　決定年月日時　平成22年３月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６９号
和歌山市新在家10番地の７
債務者　宿院千惠子
１　決定年月日時　平成22年３月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第８３号
和歌山市和歌浦東３丁目２番23号
債務者　加藤　賢哉
１　決定年月日時　平成22年３月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第８４号
和歌山市向191番地　団地第５棟139号
債務者　梅本　　正
１　決定年月日時　平成22年３月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第９０号
和歌山市六十谷332番地の１　ともえ荘19号
債務者　妹背あゆみ
１　決定年月日時　平成22年３月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第９３号
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅2800番地
債務者　能城　純子
１　決定年月日時　平成22年３月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第９６号
和歌山県岩出市荊本115番地の19
債務者　田嶋　悦子
１　決定年月日時　平成22年３月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１１０号
和歌山県紀の川市桃山町市場69番地３
債務者　本山　　剛
１　決定年月日時　平成22年３月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１１６号
和歌山市大谷46番地の３　楠見団地12―３―150
債務者　浦　　克子
１　決定年月日時　平成22年３月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第１９７号
山口県宇部市大字妻崎開作1023番地17
債務者　成松　政雄
１　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
山口地方裁判所宇部支部